

## 現状の環境報告に係る課題

### ○「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」 (平成 21 年 3 月) より抜粋

※「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)は附則第4条において、施行後3年を経過した後、環境報告書の公表の状況等を勘案し、法律の規定に検討を加えこととしている。本報告書は、法の施行状況の評価を行い、評価結果をまとめたものである。

#### **環境情報を公開していない理由** (環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

- 環境に関する情報を公開していない企業に対し、情報を公開していない理由について聞いたところ、・・・情報収集ができていない (50.3%) を始め、人材確保 (17.8%)、コスト (12.1%) など、情報公開に係る手間・負担を理由とする回答が多かった。また、公開すべき情報がわからない (20.3%) という意見も多かった。

#### **SRI ファンドマネージャー・アナリストの意見**

##### 投資家の求める情報

- 環境報告書、CSR 報告書ともに、どういった取組をやっているかということの羅列になっているが、どこまでその取組が浸透しているか、本業の中にしっかり組み込まれた取組なのか、という点を知りたい。
- 環境に対する経営者の理念がどの程度なのかを、最も重視している。全体として信頼に足るのか、納得感があるのか。実現可能な方針か、共感できる方針か。システム取得にしても、そこに経営者の心があるのかないのかを重視する。

##### データの比較可能性

- 各社基準が異なるため、企業間の横比較が難しい。異業種間は無論のこと、同業種であっても比較が難しい。また、同一業種であっても、データの連続性について十分に配慮されていないことがある。
- 横比較可能な情報が共有できれば、多様なステークホルダーの利用が進み、社会にとっても有用である。
- 環境については他社との比較が難しいため、過去の推移を見るしかない。取組の持続可能性が大事であり、その期だけ見てもあまり価値はない。

### (指摘された改善策)

事業者間での比較については、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況が異なるという課題はあるものの、比較可能性の向上に向けた取組が行われることが望ましい。まず、測定・算定方法を明記すること、業界等で合意した共通の算定手法を用いること、対象とする組織の範囲（バウンダリ）を明示することといった努力がなされることが前提となる。その上で、例えば、業界平均値等の比較のベースとなる数値を自社の数値に併記する等の工夫も有効と考えられる。

### 公開する情報の質

- 環境報告書、CSR 報告書など企業の発信する情報量が多すぎる。コンパクトにまとめる方がよい。
- 何か悪いことが起こった場合に、ネガティブ情報についても積極的に開示してほしい。

### 情報の信頼性

- 環境報告書が社会において活用され、投資や商品購入に当たって事業者の環境配慮の情報が考慮されるようになり、これにより事業者の環境配慮の取組が促進されるといふ好循環を形成するためには、環境報告書の信頼性のより一層の向上が必要である。

## ○環境と金融に関する専門委員会 報告書

### 「環境と金融のあり方について ～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」

(平成 22 年 6 月) より抜粋

## 2. 具体的な政策の提案

### (3) 企業の環境関連情報の開示・提供の促進

#### ② 有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示

(中略)

今後、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の導入が進めば、投資家保護のために必要かつ適当な「マテリアリティ」(※)を有する環境関連情報は増加していくものと考えられる。このように環境政策が大きく進展しつつある中で、有価証券報告書におけるマテリアリティを有する環境関連情報の開示を促進する観点から、このような情報の記載の明確化を図るため、金融商品取引法に基づく体系の中において所要の措置が講じられることを望みたい。

(※) 「マテリアリティ」とは、会計分野の専門用語で「財務に重要な影響を及ぼす要因」を指し、ここでは環境関連情報のうち投資家等の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものを意味している。

### ③ 環境報告書による環境情報の開示

環境報告書（CSR 報告書・サステナビリティ報告書）においては、様々な環境情報が記載されているが、こうした環境情報の投資家による活用を促進する上では、情報の比較可能性や信頼性のより一層の向上が課題となっている。

（中略）

そこで、まずは当面の課題として、こうした各企業による自主的な取組を前提として、環境報告書においてできる限り主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家に分かりやすいものとなるよう、環境省は「環境報告ガイドライン」の見直しの際、「主要な指標等の一覧」のテンプレートについても見直しを行い、その普及を促進すべきである。また、その他の課題についても、引き続きその解決に向け検討を進めていくべきである。

（以下略）